

いの町病後児保育受け入れ基準

① 熱の場合（一般的な風邪・手足口病・ヘルパンギーナ）

- ・解熱剤を使わずに、38℃以上の熱が半日以上出ていないこと。
- ・保護者の方が用意した食事が摂取可能であること。

※咳のため呼吸困難がある場合や、活気がなく、ぐったりとしている場合は利用できません。

② 嘔吐・下痢・胃腸障害の場合

- ・激しい腹痛がなく、頻繁に嘔吐や下痢がおこらないこと。

③ 感染症の場合

感染症名	受け入れのめやす
インフルエンザ 新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過してから
風疹	発疹が消失してから
水ぼうそう	全ての発疹がかさぶた化してから
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下線、顎下線、舌下線の腫脹が発現してから5日を経過し、かつ全身状態が良好になってから
咽頭結膜熱 (プール熱)	発熱、充血等の主な症状が消え2日経過してから
急性出血性結膜炎	医師が感染の恐れがないと認めてから
百日咳	特有の咳が消失してから又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了してから
溶連菌感染症	抗菌薬内服後24～48時間経過してから
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まってから
ウイルス性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノウイルス等)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれるようになってから
RSウイルス感染症	重篤な呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
带状疱疹	全ての発疹がかさぶた化してから
伝染性紅斑 (りんご病)	全身状態が良いこと
突発性発疹	解熱後1日以上経過し、全身状態が良いこと
伝染性膿痂疹 (とびひ)	皮疹が乾燥しているか、湿潤部位が覆える程度のものであること
伝染性軟属腫 (水いぼ)	掻きこわし傷から、滲出液がでているときは被覆すること
アタマジラミ症	駆除を開始していること

④ 受け入れできない症状

- ・上記以外の感染症の場合や、医師が診察の結果、利用不可と判断した場合は利用できません。